

国立研究開発法人国立国際医療研究センター
内部統制規程

平成27年 9月30日規程第25号
国立研究開発法人国立国際医療研究センター内部統制規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「センター」という。)において、役員及び職員が中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性を確保するための内部統制に係る基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「内部統制」とは、中長期目標に基づき法律及びこれに基づく命令(告示、通知を含む。)並びにセンターにおける各種規程(細則、要領を含む。)(以下「法令等」という。)を遵守しつつ業務を行い、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条第4項に規定する目的(以下、「ミッション」という。)を有効かつ効率的に果たすため、理事長がセンターの組織内に整備・運用する仕組みをいう。

(内部統制の目的)

第3条 内部統制の目的は、次のとおりとする。

- 一 業務の有効性・効率性の向上に努め、研究・開発の最大化を実現し、ミッションを遂行する。
- 二 事業活動に関わる法令等の遵守を推進する。
- 三 資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われ、適正に資産を保全する。
- 四 国民に対する説明責任及び第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保する。

(内部統制担当役員)

第4条 センターに内部統制担当役員を置くこととし、理事長をもって充てる。

- 2 内部統制担当役員はセンターにおける内部統制に関する事務を総括する。
- 3 内部統制担当役員は内部統制委員会へ改善策の検討を指示する。内部統制委員会は検討した内容を内部統制担当役員に報告し、内部統制推進部門に必要な内部統制事務に係る指示を行う。
- 4 内部統制担当役員は、内部統制推進責任者に必要な指示を行うことができる。

(内部統制推進責任者)

第5条 前条前各項に規定する事務のうち、それぞれの部署に関するものについては次の内部統制推進責任者を置く。

部 署	内部統制推進責任者
研究所	研究所長
臨床研究センター	臨床研究センター長
センター病院	センター病院長
国府台病院 (事務部を含む。)	国府台病院長
国際医療協力局	国際医療協力局長
国立看護大学校	国立看護大学校長
統括事務部 (事務部を含まない。)	統括事務部長
図書館	図書館長
監査室	監査室長

- 2 内部統制責任者は各部・課・科の長をもってを充てる。
- 3 内部統制推進責任者は内部統制責任者に必要な指示及び周知を行う。
- 4 内部統制推進責任者は内部統制責任者からの報告を受け、内部統制担当役員へ報告する。

(モニタリング)

第6条 内部統制責任者は、内部統制の有効性を監視するために、日常的にモニタリングを行い、内部統制推進責任者に報告する。

- 2 監査室は、前項のモニタリングとは独立の立場で、内部統制が維持されているかについて、被評価部門への疑義照会、文書の閲覧等にて評価を行い、その結果を内部統制委員会に報告する。

(内部統制委員会)

第7条 センターに内部統制委員会を設置する。

- 2 内部統制委員会は、内部統制に関して必要な事項を審議する。
- 3 当委員会は、内部統制推進責任者をもって構成し、委員長は企画戦略局長とする。事務は総務課長が処理する。

- 4 内部統制担当役員は必要があると認めるときは当委員会に出席し意見を述べるができる。なお審議内容に応じて当該業務を所管する理事の出席を要請する。

(内部統制推進部門)

第8条 センターに内部統制推進部門を置く。

- 2 内部統制推進部門構成員は、総務部長、人事部長、企画経営部長、財務経理部長、事務部長、看護大学校事務部長及びコンプライアンス室長をもって充てる。
- 3 内部統制推進部門の事務は、企画経営部企画経営課において処理する。
- 4 内部統制推進部門は、内部統制委員会からの指示を受け、必要に応じてセンター内に周知する。

(リスク管理)

第9条 理事長は、ミッションの円滑な遂行に努め、その障害となる要因(リスク)の識別、分析及びその対応を実施する体制を整備し、リスクの発生防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図るものとする。

- 2 理事長は、リスクへの対応の検討などリスク管理の統括を行うために、リスク管理委員会を設置する。
- 3 リスク管理を実施するために必要な事項は、別に定める。

(適切な人事異動)

第10条 理事長は、業務の適正な運営を確保するため、長期在籍者の把握も含め、適切に人事異動を行うものとする。

(研修会の実施)

第11条 内部統制が適正かつ効果的に機能するよう、職員に対して研修を実施し、必要な知識等を習得させるものとする。

(内部統制に関する取組の把握)

第12条 内部統制担当役員及び内部統制推進責任者は、内部統制の取組に関連して職員と面談を行うものとする。

(情報化に伴う業務の効率的な遂行)

第13条 理事長は、職員専用ホームページ等情報システムの活用により、業務の効率的な遂行を推進するものとし、業務遂行に係る情報及びその他必要な情報を役職員間において適切に共有・伝達できる体制を整備する。

(業務システムを活用した業務の効率的な遂行)

第14条 理事長は、業務に応じた効率的な業務システムの導入により、業務の効率的な遂行を推進するものとする。

- 2 前項の業務システムで独自形式のデータを使用する場合、汎用アプリケーションで利

用可能とするツールを構築するものとする。

- 3 前項及び前々項におけるデータ等は役職員等の利便性を高めるため、API（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）を含むインターフェイスを整備する。

（内部統制に関する見直し）

- 第15条 内部統制に関する取り組みは不断の見直しにより、充実強化を図っていくものとする。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この規程は、平成27年10月 1日から施行する。